

2025年度採用

豊岡市会計年度任用職員を募集します



《申込み・問合せ》人事課(本庁舎4階 6番窓口) ☎23-1326

受付期間 1月27日(月)～2月6日(木)

土・日曜日、祝日、執務時間(午前8時30分～午後5時15分)外は受付できません。

▶申込方法 申込書(所定の様式)に必要な事項を記入し、写真貼付の上、資格・免許などの写しを添えて提出してください。

【雇用期間 4月1日～2026年3月31日】

▶選考試験 面接試験

※必要に応じ、面接時にパソコン操作試験を実施します。

※日時・場所は受付時に連絡します。

申込方法の詳細や報酬、勤務条件などは市ホームページで必ず確認してください。



職種	募集人数	勤務先(予定)	応募資格または要件など	職務内容
収税専門員兼事務員	1人	税務課	市税の収納業務に意欲のある方	市税の収納に関する督促・面談・徴収業務および証明書交付等市税に係る一般行政事務など
子育て指導員	1人	子育て総合センターまたは市内の子育てセンター	保育士資格または幼稚園、小学校のいずれかの教諭免許を有する方で、普通自動車運転免許所持者	子育て総合センターまたは子育てセンターにおける子育てに関する学習機会の企画・運営、子育て相談業務など
ファミリーサポートセンター推進員	1人	ファミリーサポートセンター	保育士資格、幼稚園・小学校・中学校のいずれかの教諭免許または社会福祉士資格のうち、いずれかを有する方で、普通自動車運転免許所持者	ファミリーサポートセンターにおける会員間の相互援助活動の調整、会員の募集・登録、交流事業の企画などセンター運営業務など
文化会館事業推進員	1人	市民会館	普通自動車運転免許所持者	文化会館の自主事業等の推進業務など
歴史資源活用推進員	1人	出石振興局地域振興課	エクセルやワード等のパソコン操作ができ、まちづくり活動や文化財の利活用などに経験または意欲のある方で、普通自動車運転免許所持者	出石地域の歴史資源を生かした地域振興および一般行政事務など
特別支援教育支援員	8人	市内の小中学校または中学校	幼稚園、小学校、中学校または養護教諭のいずれかの教諭免許所持者もしくは同等以上の能力を有すると認められる方	特別に支援を要する園児、児童または生徒の支援業務など。夏休みは放課後児童クラブにおける生活指導に従事。
指導補助教員	1人	市内の小中学校または中学校	小学校または中学校教諭免許の所持者	きめ細かな学習指導、または課題解決に向けた教育の推進の補助業務、不登校支援など。夏休みは放課後児童クラブでの生活指導に従事。
校内サポートルーム支援員	4人	市内の小中学校または中学校	幼稚園、小学校、中学校または養護教諭のいずれかの教諭免許所持者もしくは同等以上の能力を有すると認められる方	小学校または中学校の校内サポートルーム等における児童生徒の学習・生活支援及び見守り・相談対応など。夏休みは放課後児童クラブでの生活指導に従事。
校務員	3人	市内の小中学校または中学校	健康で体力に自信のある方	草刈り、芝の管理、樹木の剪定、除雪、給食の配膳、清掃などの学校用務
パート保育教諭(遅番)	2人	西保育園または八条認定こども園	保育士資格または幼稚園教諭免許を有している方	園児の夕方延長保育業務など(週30時間勤務)
パート保育補助員	2人	西保育園または八条認定こども園	保育に意欲のある方	園児の昼食時等の保育補助など
【障害者専用求人】				
事務員(障害者専用求人)	2人	社会福祉課	障害者手帳等の交付を受け、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる方	社会福祉課における一般行政事務など

※応募資格中の普通自動車運転免許所持者は、実運転経験年数が1年以上で、申込以前1年以内無事故無違反の方

国民年金の手続きをお忘れなく

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061 または各振興局市民福祉課



手続きが必要な方

学生から社会人になる方(就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金第1号被保険者から第2号被保険者になります。基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなどを持参して、勤務先で手続きしてください。

今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう基礎年金番号通知書などを確認しておきましょう。

退職する方、配偶者の扶養から外れる方

退職や厚生年金加入の配偶者の扶養から外れる方など(下表参照)は、届け出が必要です。届出先は、国保・年金課または各振興局市民福祉課です。

《退職などに伴う届け出が必要な例》

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	○年金手帳、基礎年金番号通知書など基礎年金番号の分かる書類
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき。または配偶者が65歳に到達したとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	○資格喪失証明書(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)など
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

※基礎年金番号は、公的年金共通の番号です。転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者は、手続きすれば、産前産後の国民年金保険料が4カ月(最大6カ月)免除されます。

▶対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

▶届出時期

出産予定日の6カ月前から可能(出産後も届出可能)

※出産前の届け出は母子健康手帳が必要

▶免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▶その他

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

豊岡年金事務所から 窓口相談のお知らせ

▶受付時間(通常)

平日(月～金曜日)

午前8時30分～午後5時15分

▶時間延長

週初の開所日の午後5時15分～7時

▶週末相談

第2土曜日の午前9時30分～午後4時

▶持参物

マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、双方を持参してください。

▶その他

代理者の場合は、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。



《問合せ》豊岡年金事務所 ☎22-0948